

委員提案書(骨子)に対する意見・質問事項に対する回答

(文責) 梶山正三

上記「意見・質問事項」をまとめた県事務局からの文書は、印刷物として届けられただけで、ファイルデータとしては送られていないので、適宜「意見・質問事項」を要約しつつ、回答を書いた。質問部分を要約して記載するだけでも、多忙な中、相当の時間を要する。県がなぜ、「質問・意見のまとめ」をファイルデータとして送って来なかったのか不明。なお、「梶山にメールで送った」との県事務局の発言があったかのようにも聞いているが、上記文書はメールでは送られていない。印刷物の郵送である。各委員の意見(答申素案及び委員提案に対する)は、メールでもらっているが、これは全委員に送られたものと同じであろう。

掘削ヤードでの大型テント設置について(関連質問数6)

テントの設置目的を「廃棄物の飛散・悪臭防止・有害ガス放散防止等」としたうえで、「密閉機能を満足させるテントの設置が可能か」との質問

テントの設置目的は、廃棄物や粉じんの飛散防止にある。「有害ガスの密閉や放散防止」を求めるべきではない。有害ガスや悪臭物質の中で「気体状」のものは、掘削ブロックごとに事前調査をして、悪臭ガス・有害ガスの収集・処理装置を個別に設置するしかない。これは委員提案に限らず、全ての工法に共通する問題である。そもそも「有害ガスを建屋の中に密閉する」という質問者の考え方そのものがおかしい。ガスの発生が継続する限り、限られた空間の中にガスが閉じ込められるはずはないのである。

16 ブロックに分割しても、間口 30m。支持基盤、地盤支持力に関して実際に設置可能か。との質問。

現実に使用されているテントを前提にしているので、可能と考えている。台風などの場合は、一時的にテントを倒して(ドーム型テントの場合は空気を抜けばよい)対処するなどのことが考えられよう。強風対策としてアンカーと張り綱で対処するのが一般的な対策であろう。質問者は、難点を見つけることに腐心するのではなく、自ら調査したデータに基づいて、積極的に対策を提案すべきである。

テントの移動可能性に関する質問。

当然移動可能。

可燃性ガスの噴出による爆発、作業員の健康障害安全対策等、危険への対処に関する質問

どんな工法にも共通の問題。掘削ブロックごとの事前調査やテント内換気など。いずれにしても「対策が立てられない」というレベルの問題ではない。

埋立廃棄物の高さが 20 メートルあることから、掘削後の埋め戻しについて盛土の安定勾配を考慮して、16 分割でよいのか検討も必要ではという意見

「盛土」というのが、何を指しているのか分からない。委員提案では、掘削廃棄物の選別したものだけを埋め戻し、外部からさらに良質土を持ち込んで盛土する計画はない。なお、掘削廃棄物の「1 時置き場」も必要なのは、最初の 1 ブロックの掘削時のみで、2 番目のブロックからは不要。

費用の算出根拠が不明。設置・撤去・移動を繰り返すことにより費用も嵩んでくるのではないかと質問。

費用の算出根拠は、他の工法と同時に既に示されている。委員提案は A 2 案を修正して、さらに費用を低下させているが、最大限で見れば、修正前の A 2 案で見ればよい。テントの設置・撤去・移動に伴う費用を問題にしているが、テントそのものの代金よりはるかに安いのが常識である。それによる「費用が嵩む」というのであれば、事務局自らが、まずその算定根拠を示すべきであろう。事務局やコンサル（応用地質）は、そのために存在するのではないか。

鉛直しゃ水壁(関連質問数2)

全国的に古い安定型処分場の影響が 20 年以上経過してようやく下流域に影響が出始めている状況及び内部の有機物が分解した後が危険との記述部分について「事実なのか根拠を示せ」との質問及び、B 案に依れば、このよう危険がしゃ水壁で防止できるのでは？との意見。

梶山の経験や委員提案のアドバイザーであり、作成協力者である関口鉄夫氏の経験に基づいている。事実であることに自信はある。梶山が直接経験し

ている事例の一端を述べれば、長崎三方山処分場、筑紫野産興処分場、龍ヶ崎旧処分場（実態は不法投棄に近い）、安定型ではないが、しゃ水工がズタズタになっている点で実態は安定型に近い日の出町谷戸沢処分場、町田市峠谷処分場などを挙げるができる。

しゃ水壁で「防止できるのでは」との根拠が不明。もちろん、全く防止できないと云うつもりはない。不完全であり、しゃ水壁の経年劣化を考えれば、将来に禍根を残すことは確実と云っているのである。

「しゃ水壁の劣化が著しい」との具体的根拠を示せ。施工ミスによる漏水はあると思うが、劣化の事例はまだ報告されていないとの意見。

「著しい」とは、どこの記述を指しているのか不明。「不完全であり、経年的に劣化する」ことは確実である。しゃ水壁は原理的にしゃ水性能が不完全である。相当にひどい漏水と経年劣化の実例として、梶山が直接知る事例として、龍ヶ崎旧処分場のしゃ水壁、東京湾外防処分場のコンクリートしゃ水壁、東京都江東区の「風の広場」地下の二重鋼矢板とコンクリート壁との組み合わせによるしゃ水壁などがある。知る限りにおいて、全てのしゃ水壁では、「漏水の有無・程度」をきちんと把握できるだけのモニタリングをしていない。しかも、事業者はそのようなデータを徹底して隠す。そのような実情を知らず、「報告されていない」ということに何らかの意味があると考えるのは、現場を知らない学者的発想である。

水処理の課題（関連質問数7）

～ の7つの「質問」ないし「意見」がある。

いずれも、水処理プロセスの具体的な方法に関する質問・意見であって、委員提案の趣旨を誤解したものなので、一括して答える。

第1に、委員提案の「水処理」はあくまで一般的な水処理を示したもので、具体的な水処理施設のスキームまで示そうとしたものではない。具体的な水処理フローの検討は、処理対象となる水の水質やその変動、流量・水温の変動なども把握してなされるべきもので、現在は、対策工法の選定に関する検

討段階であって、まだ水処理施設の具体的設計段階ではない。したがって、それらの細部に立ち入った意見・質問は見当違いである。

第2に、上述の前提の上で、若干個別の問題について、一般論として答えしておく。

生物処理の採否及びその設計に関しては、BOD濃度、生物分解性の有機物濃度、フミン質のような難分解性有機物の濃度等を勘案すべきであり、さらに、生物膜方式が良いか、バッキ処理が適するかについても同様の検討が必要である。ただ、メタノール添加のような方法は避けるべきと考えている。

凝集沈殿による方法がどこまで、有効か否かについても、現実の排水を用いた実験が必要である。一般的には、CODの処理にはある程度効果があっても、BODの低下効果は低いであろう。凝集剤として何を使用するかも検討課題である。無機・有機の凝集剤のほか、水銀、鉄、マンガンなどについては、独自の凝集沈殿剤やキレート剤が考案されているからである。

ダイオキシン類、重金属類などの微量でも有害性の高いものについては、主としてキレート処理、不溶化、活性炭吸着等の方法が用いられるが、いずれも、除去限界濃度がある。現実の水質と除去コスト、さらには下水道法に基づく下水排除基準を参照しつつ、その除去方法が検討されることになる。

水道水の高度処理に用いられる活性炭や生物膜処理などは、下水排除基準を前提にする限り不要と思われるが、その点も具体的な水質調査等に基づいて最終的に決定されることになる。

焼却炉洗浄について(関連質問数1)

オンサイトによる焼却炉の洗浄除去は事実上不可能というが、焼却炉解体は、施設全体をテントで覆い、中で除染、解体を行うのが標準となっている。これについて、どう考えるか。という質問。

委員提案で云う「事実上不可能」というのは、「解体撤去」を前提にしない「洗浄」のことを述べている。質問は、「解体撤去」を前提とした方法について述べているので、その前提が違う。

施設全体をテントで覆い、中で除染、解体を行うと云うが、それは、ダイオキシン類などの洗浄除去までをもテント内で行うのではない。解体し、汚染物質の付着した部分はテント内で密封して、持ち出し、その無害化処理はテント外で行うのが一般である。

工事の進め方等について(関連質問数2)

高濃度の鉛で汚染されている土壌が、粘性土で被覆されて埋め立てられているが、その部分の掘削除去を、緊急対策の中でやることはできるかとの質問。

一般論としては、考えられるが、周辺しゃ水壁施工前に可能かどうかは、具体的状況、汚染土壌の位置・規模などが分からないので答えられない。

廃棄物層と地下水層(K S 2層)が、接している部分の修復を先に行ってから、恒久対策をとることはできるか、との質問。

廃棄物層とK S 2層との間に、難透水性の粘土層かしゃ水工を新たに構築することになるので、当該部分の廃棄物を撤去しないと無理と思われる。順序としては、まず、周辺しゃ水壁工事を先行させ、ブロック割りの掘削工事の中で、当該部分を優先的に施工するということになると思われる。

以 上